

令和4年度 社会教育主事講習【B】埼玉県 受講者申込要領

1 受講資格

社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する方（※は補足）

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）	
第2条	
1	大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正した法律附則第2項の規定に該当する者
2	教育職員の普通免許状を有する者（※期限等が有効な免許に限る）
3	2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者 （※ イは社会教育主事補、ロは司書・学芸員等、ハは社会教育に係る業務）
4	4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者 （※ 事務職員、保育士等、文科省の指定する教育に関する職にあつた者）
5	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者 （※ H13.12.13 文部科学省生涯学習政策局長通知「社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて」参照）

2 推薦条件

- (1) 県職員、県立高等学校等教員、県指定管理者職員は、所属長の推薦が必要です。
- (2) 市町村職員、市町村教育委員会の所管する社会教育施設職員、市町村立学校職員は、市町村の推薦が必要です。
- (3) 一般県民の方は、原則として放課後子供教室やコミュニティ・スクールなどで、学校と地域をつなぐ役割を担っている方や地域の社会教育の振興に明確な目標を持ち、強い希望のある方とします。お住まいの市町村の推薦、又は県での面接が必要となります。

3 提出書類

受講希望者は、該当する受講資格に応じて○印の書類を提出してください。

提出書類 受講資格	受講申込書 (様式1)	受講動機について (様式5)	卒業証明書等	教員免許状 ※有効な免許に限る	勤務証明書 (様式2)	受講候補者調書 (別紙2)
社会教育主事講習等規程第2条第1号	○	○	○	/	/	○
同 第2号	○	○	/	○	/	○
同 第3、4、5号	○	○	/	/	○	○

受講者用

- ※ 一部の科目では、大学等における科目の既修得単位等によって単位が免除になる場合があります。該当する方は、単位習得認定申請書（様式3）、単位習得証明書（様式4）が必要となります。また、資格証明書等が別途必要になることもあります。
- ※ 本講習は、eラーニングも含め長期にわたるため、職場の理解が必要になることが予想されます。（別紙2）は、所属長に記入していただき、関係書類とともに提出してください。なお、公務員以外で提出が難しい場合は、事前に県まで連絡してください。
- ※ 角2封筒（宛名済切手添済）2セット
- ※ 一般県民の方で、県に直接書類を提出する場合、事前に県（生涯学習推進課 048-830-6914）まで連絡してください。書類の確認、及び志望動機を中心とした面接を行った上で、推薦の可否について決定いたします。
- ※ その他、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの要項を参照してください。

4 提出書類

- (1) 「受講資格」を証明する書類：写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要となります。
 - (2) 様式1は、紙ベースと電子データで提出してください。データについては、提出先にメールで送付してください。
 - (3) 書類は、A4判片面で作成してください。ただし、教員免許状の写し等については、できる限りA4判両面をお願いします。
 - ※ 令和4年度社会教育主事講習[B]の実施要項は、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターのウェブサイトに公開されます。
- 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター**
アドレス：<https://www.nier.go.jp/jissen/>

5 提出先

お住まいの市町村教育委員会の生涯学習・社会教育主管課又は下記へお問合わせください。

6 その他

- (1) 本講習会は、原則として欠席は認められていません。欠席をすることにより、単位修得が認められない場合があります（受講前オリエンテーションにも必ず参加してください）。
- (2) 受講決定通知は、11月中（予定）に受講者本人あてに届きます。
- (3) 講習の事前・事後に県内の受講者を対象とする研修会を予定しています。（日程等、詳細は後日別途通知します。）
- (4) その他、不明な点がございましたら、下記までお問合わせください。

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課 生涯学習・社会教育担当 T E L : 0 4 8 - 8 3 0 - 6 9 1 4 E-mail : a6975-03@pref.saitama.lg.jp
